

重度障害者の就労を可能とする制度及び運用に関する意見書

本意見書は、以下の内容を根拠としています。

- 2019年05月7日 第198回衆議院厚生労働委員会参考人質疑での西村副議長の意見陳述
- 2019年06月7日 改正障害者雇用促進法の条文及び附帯決議の可決・成立内容
- 2022年10月7日 国連障害者権利委員会の総括所見

1. 障害者総合支援法の目的に基づき重度訪問介護等を就労等でも利用できるようにする。

- (1) 法の目的（居宅、地域、職場等の社会生活での支援の確保）に沿って重度訪問介護、居宅介護、同行、行動援護、移動支援の利用範囲を拡大（就学、就労）する。

2. 労働施策と福祉施策のシームレスな利用及び改善を進める。

- (1) 就労支援メニューと障害福祉サービスを検証して効果的な改正及び運用とする
- (2) 支給期間等が限定されている就労支援メニューは実態を調査し、期間限定等を撤廃するなど実態に即して見直す。
- (3) 重度障害者等就労支援特別事業（以下、特別事業）については、国が責任ある事業として既存事業の見直しに併せて現在の実施状況を検証して自治体判断で地域事情に即した事業となるように見直すこと。また、事務手続きの煩雑さや単価を改善する。
- (4) 就労支援メニュー及び障害福祉サービスの利用は、障害者及び事業所の状況に応じて円滑に利用できるものとする
- (5) 公務部門で働く障害者等、すべての障害者が障害に基づき必要な支援を公的制度として受けられるようにする。
- (6) 雇用率等の算定対象の障害者の範囲を医学モデルから社会モデルに転換する。

3. 持続可能な安定財源を確保し、利用範囲に応じた予算措置と利用者負担を改善をする。

- (1) 就労支援メニューの財源は、障害者雇用率の未達成企業の納付金としていることから、すべての企業の雇用率達成を想定した持続可能な安定財源の確保の検討を進め実施する
- (2) 日常生活は障害福祉、利用拡大（就学、就労）については雇用は労働予算、教育は文科省等の拡大する分野で予算を措置する。
- (3) 働くために障害福祉サービス等を利用することで自己負担が生じない措置を講じること

4. 雇用率と両輪として雇用の質の向上を図る。

- (1) 毎年6月に実施している障害者の雇用状況と5年に1回実施している障害者雇用実態調査で、障害者を対象とした採用試験の実施と合理的配慮の提供、採用後の定着状況、合理的配慮の提供内容と建設的対話の実施状況、適正な労務管理（評価、キャリア形成、処遇、昇給・昇格、福利厚生等）を調査項目とする。
- (2) 障害者が募集、採用、採用後に直面する様々な問題に関する第三者として調査及び指導権限がある相談・支援体制を確保する。

5. 法・制度改正にむけた検討体制について

障害当事者団体から障害種別を超えた当事者を委員として、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会のもとに「(仮称) 重度障害者の雇用の促進と質の向上及び法制度の見直しに関する検討会」を設置して、検討と見直しを進める。

<提出団体>

住所 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5階

団体名 特定非営利活動法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議

TEL:03-5282-3730 E-mail:office@dpi-japan.org